

吾妻溪谷

八ッ場ダム

2005. 2

No. 10

国交省よ、草根の声を聞け

利根川流域脱ダム宣言

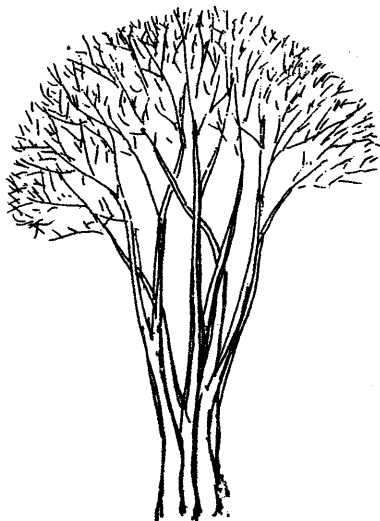


大寒を過ぎた北関東で火蓋を切った八ッ場ダム住民訴訟—
茨城の水戸地裁を皮切りに、宇都宮、前橋と口頭弁論が続きました。

東京、千葉、埼玉でも、2月から裁判が始まります。

群馬県・前橋で第一回裁判が開かれた1月28日、
水没予定地では、住民が国交省に、代替地交渉について回答書を提出。
「このまま代替地の地価を下げなければ、国交省の要望を受け入れられない」
という意思表示です。

半世紀以上、ダム計画を押しつけられてきた地元の人々、
高い税金で汚い水を押しつけられようとしている下流の人々、
一都五県、わが国の人口の四分の一が
みな、八ッ場ダム事業の被害者です



八ッ場ダムを考える会

首都圏のダム問題を考える市民と議員の会

しなぎのぼりの予算案

2004年(平成16年)12月21

— 来年度は280億円 —



ハツ場ダムに42.5%増280億
 戸倉、倉瀬ダムは大幅減額

財務省原案
 戸倉、倉瀬ダムの大幅減額は、利根川流域の人口減少による需要減を反映している。一方、ハツ場ダムの増額は、利根川上流の人口増加による需要増を反映している。また、利根川下流の人口減少による需要減を反映している。

火曜日 12月
 05年度予算
 財務省原案
「ハツ場」、280億円
 県「要求減額やむを得ぬ」

昨年暮れに内示された政府案によれば、来年度のハツ場ダム事業費は280億円。台所事情のきびしい財務省としては、満額回答をわずかに下回っただけの大盤ぶるまいとなった。ちなみに今年度の予算額は196億円。

しかし・・・
 「この予算が毎年続いたとしても、完成までには10年かかり、2010年完成の話はご破算となりました。事業費の再度の増額もあるでしょうから、順調にいても完成は2020年に近い頃ではないでしょうか」
 (嶋津暉之氏談)

～～～〈 国交省が2010年に完成するという裏側の理由 〉～～～

ハツ場ダムの水を使うことになっている利根川流域(6都県)の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計で、2015年がピークなのだ。ハツ場ダムは、なんと言っても「52年前」にできた計画なので、その時は、まさか、人口が減少した後にダムが完成するなんて、当時の建設省だって思っていなかった。

しかし、今、国交省は、「これではマズイ」と内心、知っているのに、しきりと「2010年に完成します!」と言い張っています。でも、計算が合わないんですよ。「2010年度に完成させるためには、2005年度以降、毎年450億円の予算が必要!」と水源開発問題全国連絡会の嶋津暉之さん。もちろん、これは逆説的な言い回しです。つまり、国交省は2010年に完成すると言うけれど、それは、「人口減少のタイミング」と「完成のタイミング」を見比べた場合、ダムは不要だとはっきり誰の目にも見えてしまう、彼ら自身も認めざるを得ない。

認めた瞬間、裁判にも負けてしまうだろうから、あくまで、「完成するつもり」といい続けるでしょう。そして、裁判官はこの詭弁を見抜けるでしょうか?

あるいは、詭弁が見抜かれぬように、国交省は、今回、馬鹿馬鹿しくも、関西国際空港に予算をど〜んとつけたように、ど〜んと、予算だけつけて、つじつまを合わせ、そして、やっぱり2015年になって、「やっぱり不要になりました」と言うのでしょうか。

今、この時点、2004年にそれが分かっている。
 長良川、諫早干拓、徳山ダム・・・、なんと同じ過ちを繰り返すのでしょうか。

～～～まさのあつこ(ジャーナリスト)「ダム日記2」より～～～

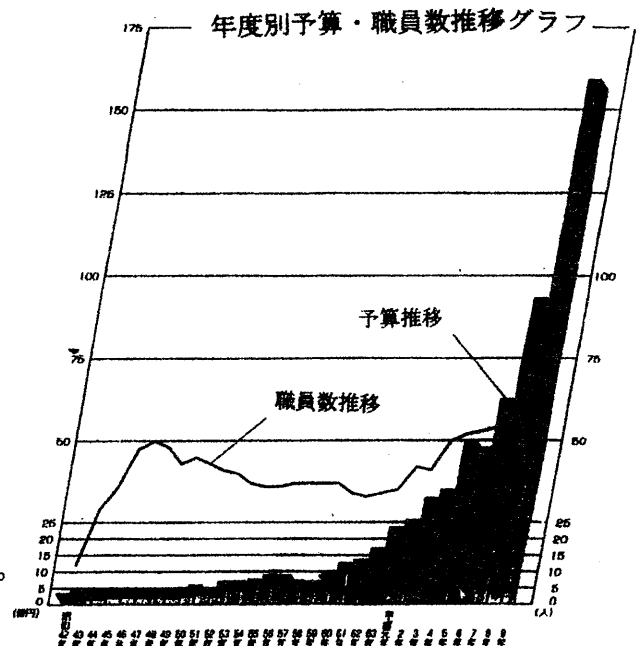
● 戦後政治に翻弄されたハッ場ダムの歴史 ●

事業費スタートは1967(昭42)年にさかのぼる(右ページのグラフ)。

昭和40年、ダム予定地、旧群馬三区選出の福田赳夫蔵相が現地を訪問し、「ダムは42年ごろに着工、44年ごろには完成させたいので、地元の皆さんの協力をお願いしたい」と語っている。上州戦争の一方の雄、中曾根康弘氏は、「反対多数の住民の意向を無視して造ることはできない。中央の方は自分が引き受けるから、県議会の自民党にもっと働きかけを強めた方がいい」と住民らの歓心を買う。しかし肝心の県議会は、山本富雄氏(後に参院議員。山本一太現参院議員の父)ら福田系若手グループの攻勢により、4年間の継続審議の末、1969年、建設促進決議案を採択してしまう。

両巨頭の“ビルの谷間のラーメン屋”、小淵恵三氏は、窮地に立った反対派住民を田中角栄幹事長の目白邸に案内する。佐藤政権末期、後継を争う「角福戦争」真っ只中の時代である。建設省に隠然たる影響力をもつ角栄氏も強行一本槍の建設省を牽制した。

政治の思惑に翻弄されたダム計画は、中曾根政権下の1986年、基本計画が告示される。当時の完成予定年度は2000年。予算額は平成に入ってから“うなぎのぼり”に増えてゆく。莫大な税金を投入して山河を荒らし、それでも本体着工のメドは立たない。(参考資料：朝日新聞 1977年連載記事)



(ハッ場ダム30年の歩み・建設省)

【ハッ場ダム計画とは・・・】

- *位置・・・利根川の支流、吾妻川中流。吾妻溪谷上流部の^{あざな}字名がダムの名称。
- *目的・・・首都圏一都五県(東京、埼玉、千葉、群馬、茨城、栃木)の治水・利水。
- *事業費・・・2003年、国交省の計画変更案により、2110億円→4600億円に増額。ダム事業費日本一に。基金事業、起債などを含めると総額9000億円にせまる。
- *水没予定地・・・群馬県吾妻郡長野原町。温泉を含む川原湯、川原畑地区は全水没。林、横壁、長野原の各地区も部分水没。
- *工事進捗状況・・・工事現場の縄文遺跡などの発掘調査、JR線、国道、県道などの付け替え工事、吾妻川に注ぐ大小数十の沢に防災ダムを建設中。
- *問題点・・・
 1. 治水・利水の目的が破綻。下流における地下水の切捨て。
 2. 予定地住民の生活を長年にわたって破壊。
 3. 生態系が保全されている貴重な自然を破壊する。
 4. ダム湖貯水による水質悪化。
 5. 地質問題、災害危険性の増大。
 6. 国、関係自治体の財政負担。

昨年11月4日から29日にかけて、茨城、埼玉、栃木、東京、千葉、群馬の住民が各都県を相手として、ハッ場ダムへの費用支出は違法であるとする住民訴訟を各地裁に起こしました。

〈形骸化した監査制度〉

去る9月10日、一都五県で総勢5,400名の一斉住民監査請求を行いました。それに対し、各都県の監査委員が却下または棄却の結果を出したことを受けて、訴訟に踏み切ったものです。監査そのものは、ひどく空疎なもので、ほとんどが審議らしい審議を行うこともなく、門前払いともいべき結果でした。千葉を除くと、監査委員は住民に意見陳述の場さえ与えず、2回程度の会議を開いただけで、監査事務局が作った案をそのまま監査結果にしてしまうというものでした。埼玉の監査委員会議の議事録をみると、監査委員が監査事務局に「これは却下ということになるのか？」と質問し、監査事務局が「要件を満たしていないと思われます」と答えており、主客が転倒している有様でした。高額報酬を受けながら、責務を何ら果そうとしない監査委員に対して私たちは心底からの怒りを覚えるとともに、事務局、つまり官僚機構がすべてを取り仕切る現代社会に対して強い危機感を抱かざるを得ません。住民監査請求制度が全く機能しない現状において、一都五県の住民は次の手段として住民訴訟を提起しました。

〈裁判の意味するもの〉

この住民訴訟は、有害無益なハッ場ダム事業への費用支出は違法であるので、各都県が今後、ハッ場ダムに対して費用を支出することを止める事、過去1年間にハッ場ダムに対して支出した費用を返還する事（知事や水道事業管理者が各都県に返還）を求めています。要するに、各都県がハッ場ダム事業から撤退することを求めているわけですが、この裁判で住民の要求が通れば（仮に勝訴が一つであっても）、ハッ場ダムの計画は振り出しに戻ることになります。

この住民訴訟の相手は一都五県ですが、ハッ場ダム計画の是非の審議になれば、ダム事業者である国土交通省の参加を求めることができます。法廷の場で、各都県と国土交通省に対して、ハッ場ダムの不要性と有害性を徹底して追及していきたいと考えています。

これからの裁判の見通しは当然のことながら、容易なものではありません。裁判の最初は各都県側が、訴えが不適法であるとして門前払いを求めてくることは必至ですから、まず、この入口論争を突破しなければなりません。それを突破したら、次にハッ場ダム計画の是非をめぐる、実体審理に入ります。

〈住民の怒りで裁判所を取り囲もう〉

裁判のこれからの行方は裁判の審理だけで済むものではありません。「こんなにひどいダム計画をなぜ進めるのだ！」という住民の怒りの声が裁判所を取り巻く状況をつくっていかねばなりません。裁判の傍聴に大勢の方が参加して、大勢の住民がいつも見守っているのだという姿勢を裁判官に示し続けるとともに、ハッ場ダムの反対運動をもっともっと拡げて、ハッ場ダム問題が大きな社会問題であることを裁判官に認識させる必要があります。そのような状況になってこそ、まっとうな訴訟指揮と判決が期待されると思います。

そして、この裁判を進めるにあたり、常に私たちの心底にあるのは、地元の人たちのこれからの生活です。水没予定地に指定されたがゆえに、長年の間、経済的にも精神的にも苦難の生活を強いられてきた地元の人たちが未来のある生活を取り戻すことができる道を何とかつくっていかねばと思います。

脱ダム運動の集大成、ハッ場ダム住民訴訟がいよいよ始まります。裁判所の敷居をまたいだことのない方も、ぜひこの機会に覗いてみてください。“ハッ場の学校”は私たちに、三権分立の一角である「司法」の場が、意外に身近な民主主義の実験場であることを教えてくれます。

★ ハッ場ダム住民訴訟スケジュール★

第一回裁判（口頭弁論）

茨城	1月25日	終了	
栃木	1月27日	終了	
群馬	1月28日	終了	
東京	2月16日（水）	午前10時～	東京地裁
埼玉	2月23日（水）	午後1時15分～	さいたま地裁
千葉	3月11日（金）	午前10時30分～	千葉地裁

第二回裁判

茨城	3月29日（火）	午後1時30分	水戸地裁
栃木	4月14日（月）	午前10時～	宇都宮地裁
群馬	4月15日（火）	午後1時～	前橋地裁



【各地の連絡先】

☆ハッ場ダムを考える会

☆首都圏のダム問題を考える市民と議員の会

☆ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会

☆ハッ場ダムをストップさせる東京の会

☆ハッ場ダムをストップさせる千葉の会

☆ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会

☆ハッ場ダムをストップさせる群馬の会

☆ハッ場ダムをストップさせる茨城の会

☆ムダなダムをストップさせる栃木の会

☆ハッ場ダムを考える千葉の会

☆ハッ場ダムを考える市民の会おた

茨城の陣

—パワーポイント陳述、目を見はる効果—

去る1月25日、水戸地方裁判所において「ハツ場ダム住民訴訟」第1回公判が開かれました。松本裁判官、左右の判事のもと、原告側は谷萩陽一、坂本博之、五来則男の3弁護士、柏村忠志、濱田篤信の原告団長をはじめとする9人の原告が並びました。被告側は伴義聖以下5人の弁護士、県職員の被告3人。緊迫した空気のなか開廷しました。

報道関係12人が見守るなか、取手市の塚越恵子さんが静かに語りはじめました。テーマは「既に必要性のない利水・治水」「総額8800億円、茨城県の負担390億円という税金の無駄遣い」「50年余にわたる地元住民の苦しみと補償」。パワーポイントの図表と語りが一体となり、法廷をぐいぐいとハツ場問題へ引き込んでいきました。

2番手は霞ヶ浦の水質保全に携わる農学博士の濱田篤信さん。テーマは「危険な岩盤と質」。危険極まりない所にダム建設を強行する行政の無責任が、穏やかな濱田さんに怒りの火をつけました。スクリーンの横に立ち、パワーポイントの図を指す濱田さんの怒りを秘めた陳述は感動的でした。

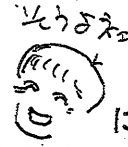
最後は霞ヶ浦導水事業裁判のリベンジを期す柏村忠志さん、茨城の水問題をライフワークとする専門の立場から、膨大な水余りをデータを駆使して陳述。被告はもちろん、導水裁判を棄却した伴弁護士、松本裁判官を追い込んでいきました。しかし、とどめを刺すべく「導水事業の実態を審理することなく棄却した判決は、その後の包括外部監査が指摘する水余りをいかに受けとめるのか」の段に入る直前、松本裁判官より時間切れの制止があり、無念の陳述となりました。後になって、坂本弁護士より、「あらかじめ陳述内容を知っていた裁判官が意識的に止めたのではないか」との解説に、無念ではあるが、それだけ追い詰めたと納得。

被告側は後日検討のうえ反論の陳述をする旨の発言。伴弁護士は薄笑いを浮かべながら「ダムの必要性は原告と全く見解を異にする。機会があれば反論するが、それよりもこの訴訟が裁判に馴染まぬもの故、その点を陳述する」と語り、原告側と調整の結果、次回裁判の日程が決められました。

(ハツ場ダムをストップさせる茨城の会 神原禮二)



群馬の陣

茨城の裁判と比較した田中さん  によれば、「裁判官の印象は群馬の方がはるかにソフト」だったそうです(^.^)。

意見陳述トップバッターの斉田朋男さんは、おそらく六都県の原告の中で最高齢ではないでしょうか。ハツ場ダムの長い歴史を見つめてきた群馬県民の代表にふさわしい、含蓄のある陳述でした。

代わって真下淑恵さん。ダムの不要性を訴える凜とした声、知性あふれる姿は、被告席の灰色集団、県のお役人たちと、まさに好対照でした。

最後にライター鈴木育子さん(ご本名)。「ダムと対決、命足らざる」というタイトルは、かつてハツ場の闘争を闘った豊田嘉雄さんの句の一節。

裁判官に切々と訴えるさまは、沈黙を強いられている現地の人々の怨念が、まるで鈴木さんの小柄な体にのりうつったかのようなようでした。

(80代半ばになる、現地の元闘士の方たちに見ていただけなかったのが残念！)

Yokohama

前橋地方裁判所御中

意見陳述

平成 17 年 1 月 28 日

前橋地方裁判所 御中

原告 鈴木育子

ダムと対決、命たらざる



水没地の山も野も哭き、人々の心は凍りつつあります。が、50年間傷め続けられても、八ッ場の地はときめきを放つ心のふるさどです。

“最初にダムありき”の一方的な政策で押し進められた「八ッ場ダム」は、“人間の響き”を伴わない非道の半世紀であったと言っても、過言ではなく、逐一事例を述べられませんが、約束事が次々と反故にされています。

それでも、暮らしてこなければならなかった生身の人間の歴史があり、もはや、人権問題そのものとなりつつあります。

かつて、ふるさとを守るための、熾烈なダム反対闘争がありました。

雪の降りしきる1967(昭和42)年12月15日、雲林寺で開かれたムシロ旗を掲げての「八ッ場ダム総決起集会」の頃が最も盛んでした。483名も参加しています。

その後は、権力のなりふり構わぬ強引な懐柔政策によって切り崩され、ついに八ッ場ダム特有の「現地再建のズリ上がり方式」「犠牲者の出ないダムづくり」なる甘い言葉信じこまされ、余儀なく推進に追いこまれてきたわけです。

かけがえのない故郷を捨てて、異郷の地や地区外に出て行かなければならない人々は、昨年末日現在、340世帯中、194世帯。町外転出は164件。10月末までは、173世帯でした。

今回の増加は、2001年6月14日の補償基準調印直後の数値とは質的に異なります。この時は、俗にダム屋と呼ばれる“補償金目当て”の人々をも含む、調印を待ちかねていた転出希望者たちが大半でした。

原因の一つとして、代替地問題が挙げられます。

心情的には、せめて先祖伝来の地域に残って、一村こぞって住みたいのが当たり前。けれど、肝心の代替地は、遅々として進まず、ようやく一昨年12月15日、発表された分譲価格は、なんと売却価格よりも高いか、ほぼ同額。その結果やむなしの選択なのです。ちなみに広島県の灰塚ダムでは売却価格のほぼ半額でした。

国土交通省は現在、第三回目の代替地分譲価格説明会を開催。これを最終回答として妥結に持ち込もうとしています。

示された宅地の価格は五段階あり、11万7400円～13万4900円まで。温泉街で旅館を建てれば30%増し、最高は17万5370円にも達します。農地は二段階あり、いずれも坪5万以上。県道や町道に面した場所は坪5万6400円。

前橋地方裁判所控申

この価格では天恵物は無くなり、新天地で水一滴から買うことなる全水没地の住民には到底、買いきれません。

本音は「出て行けば、造成しなくてもすむ」と憶測されてきた、流言を裏付けるものだの関係者は言い切っています。

まさに袋の一方の口しかあけられず、退路を絶たれたに等しく、移転していかざるを得ない状況にさらされているのです。

- ① 現地においては一反 300 坪で 150 万円。つまり坪 5 千円でも買える農地もあるのです。坪 5 万以上もの価格は昨今は高崎・前橋市周辺でも珍しく、坪一万円まで下がった田の例もある程。
- ② また、一坪あたり 5 千円の収益のあがる作物は皆無で 1 千円でもきつく、時には肥料代にならないこともあるのが現実。
- ③ さらに、代替地でも農業運営して行こうと考えても、自分で所有し耕作している面積の一割しか分譲してもらえず、最高が二反歩なのです。
- ④ これが最終回答。さらに「造成地の工事費が高くて、そんなに造成できない」との国交省の説明に、「百姓に死ねということか」と怒って、「それなら最初から、ダムなんかよせばいい」と声を荒げた農業従事者もいたそうです。
- ④ そもそもは、「傾斜地を平らにして、皆さんに良い農地を渡せるから、生活再建できる」ということが前提となっていたはずです。

去る 1/16 日 15 時から、部分水没する横壁の中村集会所でも、説明会がありました。ここでは砂防ダム工事によって、清流にしか棲まないイワナや小さなサンショウウオもみな死に絶えてしまってます。

この日、田村長野原町町長も三年ぶりに出席。相も変らぬ国の言いなりの挨拶に、続く新年会の席では、住民から「いま時分、出てきて!」との声も出たそうです。川原湯地区では質疑の時間もなかった由。

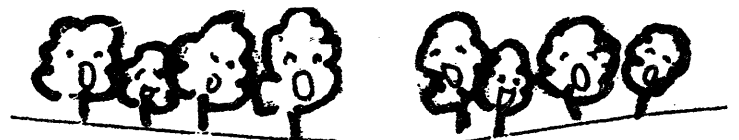
「こんな条件では俺ん家は、もう用地交渉には応じない。建設省は出入り禁止だ」とある地権者は怒り、「先祖から 350 年も住んできた。この気持ちは部外者にはわからないだろうけれど、言葉では表せない」と語ります。

代替地問題一つをとっても、生きる権利無視の態度が明らかではないでしょうか。これでは、100 年前の谷中村の悲劇と構造・骨格を同じくする村落の解体ではありませんか。

なお、造成地の単価が高いのは、

- ① 本来、人間の住む土地ではない急峻、地すべりの危険地帯——必然的に工事価格は高くなるのは当たり前。何百年もかかって、この地のご先祖たちは最も安全な居住地を選んだのですから。
 - ② ゼネコンへの特別の工事価格などもあります。
- ともかく経済が破綻した今日、ダムを即刻、中止すれば、いつ危険にさらされるしか判らない代替地も要らず、ムダ使いもなく解決の糸口があるはずです。

家屋敷を湖底に沈めて出ていかざるを得ない辛さに、思いをはせてみて下さい。



前橋地方裁判所御中



子供のときから慣れ親しんだ庭木や周辺の景色、ひとしおの愛着と思い出があります。雑草一つでもいとおしいものです。

家を増築せねばとか、孫に果樹の木を記念に植えといてやろうかなどと心づもりした矢先、「そうだ、ダムに沈むんだっけ」と思い至らざるを得ない時の暗い気持ち。

明日の設備投資も生活設計が描けぬ、生きつ戻りつのみさしく蛇の生殺し状態。ご自分のこととしてお考えください。

訪れるたびに面積の増す、生活の匂いの消えてしまった空き地や廃墟に立つと、かつての密集した家並みが思い出され、胸元まで突き上げてくるか哀しみと憤りを覚えてなりません。

“去るも残るも地獄”を味わわされている水没民は、「補償基準を早まった」「こんなみじめなダムはない」、そして「はめられた」とぐちられます。

事実、そのような事実経過がありました。どうぞ、現地に渦まくこの闇の部分をつぶさにご検証くださいますよう。

その一方、かつての闘士もご高齢になられ、諦めの中で所在なく、「はあ、仕方ねえ。ここまですれば」とため息交じりに吐く弱音に、こちらも切なくなってしまいます。

ここまで追い詰めたのは誰なのでしょう。何なのでしょう。

なぜ、こんなに人間の生きる権利を、蝕むのでしょうか。

今、人々は身も心も凍る、まさに冬の時代を迎えようとしています。

84歳になられた豊田嘉雄さんは、全国に鳴り響いたダム反対派として、つとに知られている方ですが、「いつかきっと、やまたのよっちゃんは正しかったと、認められる日がくる」と信じている方で、こんな短歌も詠まれています。

「青春は兵役に埋没 後半生ダムと対決 命たらざる」と。

従って、今般の題を「ダムと対決 命たらざる」とさせて頂いた次第です。

どうぞ、この方たちがお元気なうちに、速やかに「ダム中止」の朗報を与えてください。本当に“命たらざる”なのです。ダムに翻弄された反対運動の皆さんに、どうぞ、「建設省の言うことはウソだらけだったが、この国の司法は、公明正大だった」とご存命のうちに知らせてあげて欲しいのです。

ダムが本当に必要ならば、人々のためという大義名分もなりたち、水没民の皆さまも耐えられるでしょう。しかし、いまや、無駄もムダであることは明々白々の事実。なのに、本年度予算はほぼ満額の280億円も……。

人間が考え、計画したものを、なぜ、人間の英知をもってして是正できぬものなのでしょうか。

金は一時。自然は永久です。破壊すれば、再生はかないません。

司法に連なる皆様、ご自分の足で目で、あの八ッ場の素朴な自然界に触れてみて下さい。そして、切り刻まれ、刻々と様相が変わり行く、八ッ場の地底からの叫びにどうぞ、耳を傾けてください。工事現場の中でも、草花は、時を違えず芽吹くのが健気でいじらしい限りです。

環境と人権の世紀の幕開けにふさわしいご英断を、ひたすらお願いいたすものでございませう。

以上

——現地は、今……——

川原湯では湯かけ祭りが終わった大寒の晩から翌日にかけて、たっぷり雪が降り積もった。春秋のシーズン、観光客で賑わう吾妻溪谷も、いま時分はひっそりと静まりかえっている。

雪化粧をまとった溪谷の美しさをよそに、水没予定地では暗礁に乗り上げた生活再建計画が人々の心に重くのしかかっている。予定では、2005年度から代替地への移転が始まることになっている。確かに計画通り2007年度にダム本体の着工にとりかかるためには、そろそろ移転を開始しなければならない時期だ。

ところが代替地そのものは未だに完成していない。ハッ場ダム事業の“影”の部分ともいえる現地再建計画はどうなっているのだろうか？

▶ 移転する土地がない

ダム予定地は吾妻溪谷の手前、兩岸の谷が徐々に狭まっていく場所にある。周辺に適当な代替地がなく、犠牲があまりに大きいというのが、住民らが長年ダムに反対した大きな理由だった。

ダム反対闘争当時、水没予定地の農婦が訴えた言葉から—
「私達の所は、すぐ後ろから切り立ったような山ばかりで、引き上がって農業を営むことはできません。かといって遠い昔から続いてまいりました、この静かで清らかな郷土と、そして一軒の家のようにまとまって何代も仲良く助け合って暮らしてきた隣近所の人たちとも別れ別れてどこかへ転住の地を求めてちりぢりに出て行く等ということは、何よりつらいことでございます。」

(1967年、ハッ場ダム建設絶対反対総決起大会記録より)

1985(昭60)年、長野原町は群馬県と生活再建案についての覚書を締結する。建設省への反発が強かった地元だが、国の意向を代行して硬軟とりまぜての切り崩しをはかった群馬県、そして背後に隠然と控える国に抵抗するのも、もはや限界だった。「現地再建計画」は事実上、この時からスタートする。

【現地再建計画の経過】

- 1980年 群馬県が長野原町に生活再建案を提示。
- 1985年 町長と群馬県知事が生活再建案についての覚書を締結。
- 1990年 建設省と群馬県は、地元「地域居住計画」を配布。
- 1995年 建設省、代替地の計画案(第二次土地利用計画)を配布。



▶ 「現地再建すり上がり方式」の破綻

水没予定地の世帯数は1980年当時340戸、人口は1170人だった。県の作成した再建案は、水没地のコミュニティーをそれぞれ山の中腹に引き上げるというもの。「現地再建すり上がり方式」と呼ばれるこの計画を、国も県も全国初の画期的プランと自画自賛した。県作成の資料には、バブル前の時代を反映し、夜間照明つき運動場、こどもの国事業、企業誘致・・・と“バラ色の夢”が綴られている。具体的な青写真が示されたのは「まちづくり」といわれる1995年の第二次土地利用計画から。住民に配布されたパンフレットには、「ロマンチックリゾート YAMBA」など観光パンフなみのキャッチフレーズが踊る。バブルが崩壊しても、パンフの中の“計画”は変わらなかった。

生活再建の覚書が締結されてから20年。すでに半数以上の住民が他所の土地に転出してしまっている。ことに2003年12月、国交省が提示した代替地の分譲価格が「予想よりずっと高かった」(現地住民)ことが、流出に拍車をかけた。現実には再建が可能になるよう、最初の半額程度、せめて坪当たり10万円以下に引き下げてほしいと住民側は要望してきた。けれども一年経っての通告は、わずか3~4%下げ止まりで、下流の地価の方が遥かに安い。国交省は「造成にコストがかかる」と説明しているが、これでは多くの住民が計画を見限るのも無理はない。

▶川原湯温泉の場合

川原湯は、水没予定地の中でも温泉街のある最大の集落。当初201戸あった世帯数は90戸に減り、約350人にまで減少した。この地区の代替地は「打越」と「上湯原」とよばれる土地だ。

上湯原は現温泉街の坂を上った先の地名で、JR川原湯温泉駅が移転することになっている。温泉源からも比較的近く、水没予定の農家からも遠くない。だが今のところ造成そのものが手つかずの状態だ。この地域は民有地が入り組んでいる。地権者の中には、長年の経緯から国に不信感を抱き、協力する気持ちになれない人もいるという。地質に問題があるから、国は乗り気でないという話もある。

「もともと行くとしたら打越しかなかった」と住民が言う場所は、ダムサイト予定地近くの山の中腹にある。国有林であっただけに土地売買の問題も発生せず、比較的順調に工事が進んでいる。代替地を貫く沢は幾重もの防災ダムで堰き止められ、盛り土を数十メートルの厚さで踏み固め、さらに吾妻川の手前にロックフィルダムを設けて造成中だ。急傾斜地の前後を防災ダムで守り、国の威信をかけて万全の対策をとっているから、災害の心配はあまりないと住民は言う。だが観光客にとって、防災ダムやコンクリートの建造物に囲まれた要塞のような新温泉はどんな印象を与えるだろう？ 電気、水などライフラインの整備もまだ手つかずで、肝心の温泉もない。道路も水道もこれから整備し、温泉は源泉をポンプアップして1キロ以上パイプで通すというが、温泉街13軒のうち移転する旅館はせいぜい3、4軒ともいう。北向きの標高の高い代替地は、高齢者、農家にとってあまりに条件が悪い。

東京の人たちが吾妻溪谷の遊歩道からロックフィルダムを見上げて驚きの声をあげた。「お金を出してもらっても住みたくない。こんな場所が代替地とは・・・」。

▶代替地縮小でコストが下がる

現地では、これから何度目かの住民への意向調査を行うという。調査結果で「代替地移転」希望者が減れば、代替地計画を縮小することになる。八ッ場ダムの財政負担にあえぐ下流自治体にとっては、ありがたい話かもしれない。昨年、情報公開された国交省の資料によれば、ダムサイト予定地の岩盤亀裂、周辺の地すべり対策は更なる事業費アップの可能性を示唆するものだけに、事業主にすれば、コストは切り詰められるだけ切り詰めたいのが本音であろう。バラ色の夢をふりまいた「現地再建計画」は、今やダム建設に邪魔な住民を切り捨てる「住民追い出し計画」に様変わりしている。

1993年、長野原町にある建設省の工事事務所が配布した「代替地計画のあらまし」によれば、代替地は1999年には完成することになっていた。ダムも代替地も、計画はすべて覆され続け、そのたびに住民は煮え湯を飲まされてきた。「ダム事業は期限がないことが一番つらい」という住民の言葉を、下流の私たちはどう受け止めたらいいのだろう。

沈黙する水没予定地の人々

下流では八ッ場ダムの裁判が始まり、マスコミは「ムダなダム」として八ッ場ダムを取り上げることも多くなってきた。けれども現地の人々の反応は複雑だ。温泉街の「川原湯館」旅館主、竹田博栄さんは、八ッ場ダム問題に関心をもつ下流の人々に、地元の現実を知ってほしいという。「すべては最初のボタンの掛け違いが、問題をここまで長引かせてしまった原因。でも私たちは、もうダムのことは考えたくもないというのが本音です。多くの住民がこんなにも長い間、ダムに翻弄され、人生を台無しにされてきた。その挙句、今また路頭に迷うのではないかという不安に苛まれている。八ッ場ダムの事業費の中には地元の生活再建も含まれる。税金のムダというだけで割り切られてはたまらないという気持ちです」

補償基準に調印したとたん、
国交省は冷淡になった。
でも、ダム事業が中止になれば、生活再建にも税金をかけてはもらえないから、止まったら困ります。

老人はこの土地に愛着をもっているが、子供たちの世代になると…。過疎地には魅力がないと若い人が出て行くのは止められない。金がすべての世の中になってしまって寂しいね。

皆さんが私達のことを心配してくれるのはありがたいが、水没地の者の気持ちは、本当にはわかってもらえないでしょう。代替地に住みたいとは思っていません。でも、この歳になって新しい土地になじめるとは思えない。今の所は、(ダムができるから)住み続けることができないんです。

みんなが選挙で今の体制を支持している。民主主義だから仕方がないんだろうな。



沈黙する水没予定地の住民の声

おいて隠る希望

やれるだけのことはやった。昔はダム予定地の住民は、金銭補償だけで生活補償という考えもなかった。八ッ場のために水特法もできた。でも、現状を見れば、すべてが水泡に帰したんだなあ。

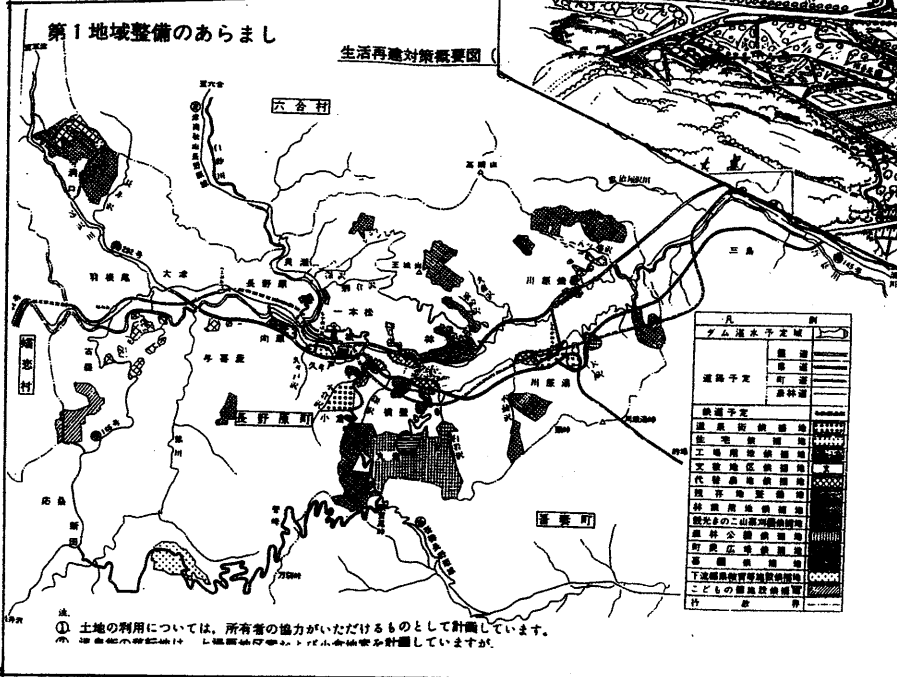
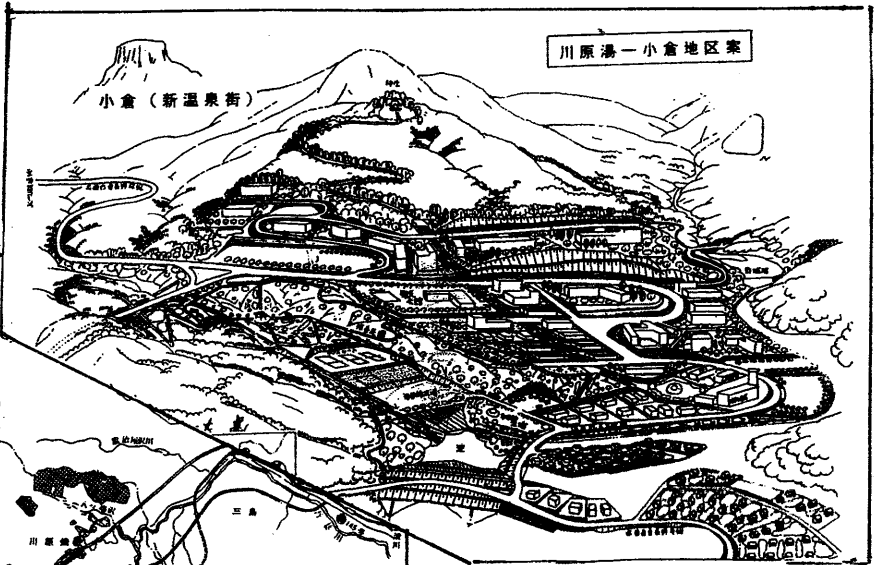
皆で頑張ってきましたが、残念なことに、巧妙な切り崩しには抵抗し切れませんでした。だから、どうか当時の熱気を、下流の皆さんが引き継いでください。お願いします。

代替地に移ることに不安を感じている人は案外多いと思う。まだ完成もしていないし、安全かどうかもわからない。他のダムでは、完成してから地すべりが起きて住民が犠牲になったという話も聞く。このまま国の言うとおりに、移転を考えてもこの先どうなるか…

こんな汚い水を飲まなければならぬなんて、下流の人たちが可哀相ね。どうして東京じゃ、水のことが話題にならないのかしら？
長野原町の一主婦

もともとダムができていいなんて思ってる人はいなかった。でも、長年の闘争でイヤというほど国力を思い知らされた。もう、ここには抵抗するだけの気力もエネルギーも残っていないです。

20年前に見せかけた
ハイカラーの夢



2005年の
現実

群馬

群馬県庁
〒370-8501 群馬県庁
〒370-8502 群馬県庁
〒370-8503 群馬県庁
〒370-8504 群馬県庁
〒370-8505 群馬県庁
〒370-8506 群馬県庁
〒370-8507 群馬県庁
〒370-8508 群馬県庁
〒370-8509 群馬県庁
〒370-8510 群馬県庁
〒370-8511 群馬県庁
〒370-8512 群馬県庁
〒370-8513 群馬県庁
〒370-8514 群馬県庁
〒370-8515 群馬県庁
〒370-8516 群馬県庁
〒370-8517 群馬県庁
〒370-8518 群馬県庁
〒370-8519 群馬県庁
〒370-8520 群馬県庁
〒370-8521 群馬県庁
〒370-8522 群馬県庁
〒370-8523 群馬県庁
〒370-8524 群馬県庁
〒370-8525 群馬県庁
〒370-8526 群馬県庁
〒370-8527 群馬県庁
〒370-8528 群馬県庁
〒370-8529 群馬県庁
〒370-8530 群馬県庁
〒370-8531 群馬県庁
〒370-8532 群馬県庁
〒370-8533 群馬県庁
〒370-8534 群馬県庁
〒370-8535 群馬県庁
〒370-8536 群馬県庁
〒370-8537 群馬県庁
〒370-8538 群馬県庁
〒370-8539 群馬県庁
〒370-8540 群馬県庁
〒370-8541 群馬県庁
〒370-8542 群馬県庁
〒370-8543 群馬県庁
〒370-8544 群馬県庁
〒370-8545 群馬県庁
〒370-8546 群馬県庁
〒370-8547 群馬県庁
〒370-8548 群馬県庁
〒370-8549 群馬県庁
〒370-8550 群馬県庁
〒370-8551 群馬県庁
〒370-8552 群馬県庁
〒370-8553 群馬県庁
〒370-8554 群馬県庁
〒370-8555 群馬県庁
〒370-8556 群馬県庁
〒370-8557 群馬県庁
〒370-8558 群馬県庁
〒370-8559 群馬県庁
〒370-8560 群馬県庁
〒370-8561 群馬県庁
〒370-8562 群馬県庁
〒370-8563 群馬県庁
〒370-8564 群馬県庁
〒370-8565 群馬県庁
〒370-8566 群馬県庁
〒370-8567 群馬県庁
〒370-8568 群馬県庁
〒370-8569 群馬県庁
〒370-8570 群馬県庁
〒370-8571 群馬県庁
〒370-8572 群馬県庁
〒370-8573 群馬県庁
〒370-8574 群馬県庁
〒370-8575 群馬県庁
〒370-8576 群馬県庁
〒370-8577 群馬県庁
〒370-8578 群馬県庁
〒370-8579 群馬県庁
〒370-8580 群馬県庁
〒370-8581 群馬県庁
〒370-8582 群馬県庁
〒370-8583 群馬県庁
〒370-8584 群馬県庁
〒370-8585 群馬県庁
〒370-8586 群馬県庁
〒370-8587 群馬県庁
〒370-8588 群馬県庁
〒370-8589 群馬県庁
〒370-8590 群馬県庁
〒370-8591 群馬県庁
〒370-8592 群馬県庁
〒370-8593 群馬県庁
〒370-8594 群馬県庁
〒370-8595 群馬県庁
〒370-8596 群馬県庁
〒370-8597 群馬県庁
〒370-8598 群馬県庁
〒370-8599 群馬県庁
〒370-8600 群馬県庁

ハツ場ダム 移転代替地

分譲価格引き下げを

住民が国交省に回答書

長野県でのハツ場ダム移転代替地は、全が「同意書」を返す。分譲価格の引き下げを求め、国交省に回答書を送る。分譲価格の引き下げを求め、国交省に回答書を送る。分譲価格の引き下げを求め、国交省に回答書を送る。

水の泡?

水没地区住民 集団移転計画

代替地造成遅い、価格高い... 鏡ヶ町外... 代替地造成遅い、価格高い... 鏡ヶ町外... 代替地造成遅い、価格高い... 鏡ヶ町外...

再建"始動"

2004年(平成16年)12月12日... 再建"始動"...

ハツ場ダム... 再建"始動"... 2005.1.15. 読

2005.1.29 読

事務局ニュース

ホームページのリニューアル

ホームページのリニューアル作業が進んでいます。2月初旬にはスタート予定。ナチュラルな色調が、八ッ場の土と緑を連想させます。合わせて、会のメールアドレスも変更になります。

新ホームページアドレス

<http://www.yamba-net.org/>

新メールアドレス info@yamba-net.org

#会員の鈴木さんが本を出版しました#

会員さんの鈴木郁子さんが、

「八ッ場ダム一足で歩いた現地ルポ」(明石書店/2,415円)を出版。生粋の上州女、鈴木さんが現地に通い続けて書いた力作です。詳細は明石書店のHPをご覧ください。

<http://www.akashi.co.jp>

&『鳥たちの舞うとき』まだあります&

高木仁三郎さん著による、八ッ場の物語、『鳥たちの舞うとき』。八ッ場の大空をモーツァルトの交響曲をバックに鳥たちが舞うクライマックスは圧巻です。出版社、工作舎のご好意により、「八ッ場ダムを考える会」よりお買い上げいただきますと、半額が会へのカンパとなります。送料込み1800円。ご希望の方は同封の振込用紙をご利用下さい。

！八ッ場ダムを考える会 総会終わる！

2004年11月21日、前橋市の女性会館において総会が開催されました。当日資料・議事録などご希望の会員さんは、事務局へお申し込みください。

・ 会計報告

前年度繰越金 351,706円 会費収入 548,000円
カンパ 643,001円 収入計 1,542,707円

支出 紙代・印刷費 257,768 送料・通信費

321,188 交通費 342,535 謝礼 67,780

広報費 93,020 会議費 20,600 他集会への

123,249 その他雑費 22,352

支出計 1,291,492円

総計 251,215円(次年度へ繰越)

・ 役員

代表 樽谷 修

副代表については設置を見合わせる。

新たに顧問を設置。

嶋津暉之さん(水問題、八ッ場ダム問題の第一人者)、大熊孝さん(河川工学者、新潟大学教授)、矢部俊介さん(土木技術者)にお願いし了解を得た。

@-@会費のお願い

今年度の会費を受け付けております。すでに多数の方からご入金いただきました。経費節減のため領収書をお送りできませんが、この場を借りて御礼申し上げます。会費未納の方は、お手数ですが同封の振込用紙にてお振込み下さい。カンパも同時に受け付けておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

振込用紙の通信欄に「会費」「カンパ」の別を書き込んでいただきますと、事務作業がだいぶ軽減されます。ご協力をお願いします！

** 横壁の丸岩と林の王城山 *****

あるとき、丸岩と王城山が戦いをして、林のもんは丸岩は王城山に片耳取られちゃったっていうし、横壁のもんは王城山はどうとう往生しちゃったなんていつてるねえ。

丸岩は王城山の神様と戦争をして負けた。耳をもがれたという。それで、丸岩には、片方の耳(吾妻川の側)がないという。

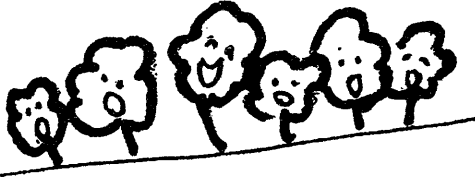
やんばの昔話

★新緑の現地イベントにご参加を！★

昨年春、秋と好評だった現地イベント、
「ハッ場を歌って歩こう会」
を今年も開催します。

日程：5月7日(土)～8日(日) 川原湯温泉泊

一日目はダム予定地を見学。二日目は溪谷の新緑の中を山西哲郎さん(群馬大学体育科教授)らと共に歩き、梅林で恒例のコンサート開催。部分参加もOK。詳細スケジュールは次号会報でお知らせしますが、早めに予定を立てたい方は、事務局にお問い合わせを。ホームページでもお知らせします。



「ハッ場の地質」学習会

日時：3月20日(日)13:30(?)時より

場所：群馬県中之条町 吾妻ツインプラザ

講師：嶋津暉之、矢部俊介

主催：ハッ場ダムを考える会

ダム直下の町、中之条でハッ場ダムの地質について考えます。予定地周辺の地すべり地帯はどうなる？ 代替地は安全か？ ダム決壊の可能性は？ 科学的な検証によって、ハッ場ダム計画の実態に迫ります。

◎各地の学習会お知らせ◎

首都圏各地の市体民団では、ハッ場ダムの学習会を随時行っています。

ミニ出前講座も受け付けております。お問い合わせは各地の団体へ直接お願いします。

「ストップ！ハッ場ダム学習会」

日時：2月27日(日) 13:30～15:30

場所：調布たづくり

1002 学習室(TEL/0424-87-3087)

京王線調布駅南口 徒歩2分

(駅南口を出て右手の方へ)

講師：高橋利明(東京弁護士会)

資料代：300円

主催：ハッ場ダムをストップさせる

東京の会

「ハッ場ダム学習会」(仮題)

日時：3月13日(日) 13:30～16:00

場所：取手市井野公民館

講師：嶋津暉之

主催：利根川の水と緑を守る会、

ハッ場ダムをストップさせる

茨城の会

** 横壁と林のこどもたち ****

むかしはね、子ども同士でも、朝げは、「おはよう」なんていって、一日中仲良く遊ぶだんべい。そいで、夕げ帰る時になると、横壁の連中は、「あばよ」っていった後、「林のやつら、バカやつら、鍋んなか尻クソたれて、柄杓でけつをのごった」って、でっかい声でいうんだよ。そうすると林の方も負けねえで、「あばよ」っていったねえ、「横壁やなとこ、まるやした、横から見ればひえ団子、上から見ればアワ団子」なんてねえ、小学校5、6年生の頃まで、そんなことを言ってたねえ」



(長野原の昔ばなしー長野原町刊行)

ハッ場ダム、いよいよ岩波ブックレットに登場!

ハッ場ダムを考える会編集のブックレットが、2月4日、岩波書店より刊行されます。わが国脱ダム運動の理論的支柱、嶋津暉之さんが、その原点、ハッ場ダムについて語った講演録を柱に、気鋭のジャーナリストによる書き下ろしを加えました。脱ダムの集大成、ハッ場ダム問題への“道案内”としてご活用ください。

「ハッ場ダムは止まるか—首都圏最後の巨大ダム計画」

ハッ場ダムを考える会編

- 目次 第一章 ハッ場ダム 現地の〈いま〉 隈 大二郎
第二章 ハッ場ダムは本当に必要か 嶋津暉之
第三章 ダムが破壊する自然と人々の暮らし 嶋津暉之
第四章 浅間山の下流にダムを造るとどうなるか まさのあつこ

岩波書店 店頭販売価格 504 円 (定価 480 円+税)

ハッ場ダムを考える会に注文されますと、定価の2割が会へのカンパとなります。同封の振込用紙をご利用下さい(送料込み600円)。10冊以上まとめて購入の場合、会員特典として送料無料、一冊あたり410円。学習会、集会などで販売し、残部は返本という方法も可。

お問い合わせ: 

ハッ場ダムは現在の計画では、2010年完成の予定です。

けれども本体工事はまだ始まっていません。

次の世代の“いのち”のために、ハッ場ダム計画を見直しましょう。

会員募集中!

年会費(秋の総会~次の総会)/個人会員2000円、団体会員3000円、学生会員1000円

《カンパしてもいいな、という方は・・・》

郵便振替口座番号00550-2-32681 (加入者名:ハッ場ダムを考える会)

ハッ場ダムを考える会